

厚生委員会報告資料

令和4年1月20日

報告資料件名	頁
(1) 令和3年度子育て世帯等への臨時特別給付金事業における実施方法の一部変更について・・・・・・・・・・・・・・・・	2
(2) 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業の実施について・・・・・・・・	4
(3) 令和3年度第2回足立区医療的ケア児ネットワーク協議会の実施報告について・・・・・・・・・・・・・・・・	7

(福 祉 部)

厚生委員会報告資料

令和4年1月20日

件名	令和3年度子育て世帯等への臨時特別給付金事業における実施方法の一部変更について									
所管部課名	福祉部 親子支援課									
内容	<p>令和3年12月9日に開催された厚生委員会（令和3年第4回定例会）の報告内容に一部変更があったため、以下のとおり報告する。</p> <p>1 変更内容</p> <table border="1" data-bbox="443 674 1294 936"> <thead> <tr> <th></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給金額</td> <td>現金 5万円 クーポン(予定) 5万円</td> <td>現金10万円</td> </tr> <tr> <td>支給方法</td> <td>2回に分けて支給</td> <td>一括支給</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 対象児童</p> <p>(1) 申請が不要な対象児童</p> <p>ア 令和3年9月分の児童手当（本則給付）支給対象児（15歳以下）及び令和3年9月分児童扶養手当、児童育成手当支給対象児（以下「児童手当支給対象児等」という。） 約72,000人</p> <p>イ アと同じ世帯の16歳以上18歳以下の児童 約13,000人</p> <p>(2) 申請が必要な対象児童</p> <p>ア 16歳以上18歳以下（平成15年4月2日から平成18年4月1日生）の児童のみを有する世帯 約13,000人</p> <p>イ 児童手当を在勤庁から受給している公務員世帯の児童 約2,000人</p> <p style="text-align: right;">合計：約100,000人</p> <p>3 給付金支給対象者</p> <p>18歳までの児童の保護者のうち、生計を維持する程度の高い者（生計中心者） 所得制限あり：扶養人数が3人の場合960万円以下</p>		変更前	変更後	支給金額	現金 5万円 クーポン(予定) 5万円	現金10万円	支給方法	2回に分けて支給	一括支給
	変更前	変更後								
支給金額	現金 5万円 クーポン(予定) 5万円	現金10万円								
支給方法	2回に分けて支給	一括支給								

◎ 所得限度額

扶養人数	所得限度額 (万円)	収入額の目安(万円)
1人	660万円	875.6万円
2人	698万円	917.8万円
3人	736万円	960.0万円
4人	774万円	1,002.0万円
5人	812万円	1,040.0万円

4 支給金額

児童一人：10万円

※ 前回報告時は、児童一人：10万円（現金5万円、クーポン券5万円）のうち「5万円を先行支給」と報告したが、クーポン券による支給を行わないこととし、現金10万円の一括支給へ変更する。

5 児童手当支給対象児等を有する世帯（申請不要）への支給

児童手当支給対象児等に対し、先行して支給した。

令和3年12月27日（振込）

対象世帯数：43,052世帯

給付金支給額：73億900万円（73,090人）

6 申請が必要な者への支給について

- (1) 16歳以上18歳以下（平成15年4月2日から平成18年4月1日生）の児童のみを有する世帯
- (2) 児童手当を在勤庁から受給している公務員世帯

上記（1）世帯に対して、令和4年1月7日に通知発送。以降申請をいただいた方から順次審査の上、支給する。

7 執行体制

令和3年12月6日付にて、新たに「子育て臨時特別給付金係」を設置し、対応している。

問題点
今後の方針

区ホームページ掲載、広報等で周知を行う。

厚生委員会報告資料

令和4年1月20日

件名	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業の実施について																					
所管部課名	福祉部 生活・暮らし臨時給付金担当課																					
内容	<p>新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、様々な困難に直面した方々に対し、速やかに生活・暮らしの支援を行う観点から、住民税非課税世帯等に対して、1世帯あたり10万円を支給する給付事業を実施する。</p> <p>1 対象</p> <p>(1) 住民税非課税世帯</p> <p>基準日（令和3年12月10日）において、世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯（生活保護受給世帯を含む）</p> <p>世帯数：約100,000世帯</p> <p>【参考】住民税均等割非課税限度額</p> <table border="1" data-bbox="405 981 1339 1870"> <thead> <tr> <th data-bbox="405 981 692 1070">扶養している親族の状況</th> <th data-bbox="692 981 1031 1070">給与収入額（目安）※1</th> <th data-bbox="1031 981 1339 1070">所得限度額※2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="405 1070 692 1180">単身又は扶養親族がない場合</td> <td data-bbox="692 1070 1031 1180">100.0万円</td> <td data-bbox="1031 1070 1339 1180">45.0万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="405 1180 692 1317">配偶者や子などの親族を1名扶養している場合</td> <td data-bbox="692 1180 1031 1317">156.0万円</td> <td data-bbox="1031 1180 1339 1317">101.0万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="405 1317 692 1453">配偶者や子などの親族を2名扶養している場合</td> <td data-bbox="692 1317 1031 1453">205.7万円</td> <td data-bbox="1031 1317 1339 1453">136.0万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="405 1453 692 1590">配偶者や子などの親族を3名扶養している場合</td> <td data-bbox="692 1453 1031 1590">255.7万円</td> <td data-bbox="1031 1453 1339 1590">171.0万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="405 1590 692 1727">配偶者や子などの親族を4名扶養している場合</td> <td data-bbox="692 1590 1031 1727">305.7万円</td> <td data-bbox="1031 1590 1339 1727">206.0万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="405 1727 692 1870">障がい者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合</td> <td data-bbox="692 1727 1031 1870">204.3万円</td> <td data-bbox="1031 1727 1339 1870">135.0万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【「収入」と「所得」の違いについて】</p> <p>「収入」とは、給与や賞与などを合計したもので、<u>必要経費、健康保険などの各種保険料、税金などを差し引く前の</u>年収のこと。</p> <p>「所得」とは、<u>収入から必要経費を差し引いたもの</u>。給与所得者の場合は、必要経費に相当する給与所得控除額を差し引いて所得を算出する。</p>	扶養している親族の状況	給与収入額（目安）※1	所得限度額※2	単身又は扶養親族がない場合	100.0万円	45.0万円	配偶者や子などの親族を1名扶養している場合	156.0万円	101.0万円	配偶者や子などの親族を2名扶養している場合	205.7万円	136.0万円	配偶者や子などの親族を3名扶養している場合	255.7万円	171.0万円	配偶者や子などの親族を4名扶養している場合	305.7万円	206.0万円	障がい者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	204.3万円	135.0万円
扶養している親族の状況	給与収入額（目安）※1	所得限度額※2																				
単身又は扶養親族がない場合	100.0万円	45.0万円																				
配偶者や子などの親族を1名扶養している場合	156.0万円	101.0万円																				
配偶者や子などの親族を2名扶養している場合	205.7万円	136.0万円																				
配偶者や子などの親族を3名扶養している場合	255.7万円	171.0万円																				
配偶者や子などの親族を4名扶養している場合	305.7万円	206.0万円																				
障がい者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	204.3万円	135.0万円																				

- ※1 「収入が給与だけの場合」という条件で、所得限度額に相当する給与収入額を試算したものの。
- ※2 住民税が非課税になる基準額のこと。税法上の扶養人数が増えると限度額も上がる。また、障がい者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合は、扶養人数の多寡に関わらず、所得135万円以下だと住民税が非課税となる。

【支給手続き】

- ア 区から対象世帯へ確認書を送付
- イ 区へ確認書を返送
- ウ 区は確認書の内容を確認の上、支給を決定
- エ 口座へ入金後、振込通知書を送付

(2) 家計急変世帯

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、令和3年1月から令和4年9月までのいずれか1か月の収入を1.2倍した額が、住民税非課税水準である世帯（世帯全員がそれぞれ住民税非課税水準）

世帯数：約5,000世帯（見込）

【支給手続き】

- ア 申請書と家計急変を証する資料（給与明細等）を区へ提出
- イ 区は申請書の内容を確認の上、支給を決定
- ウ 口座へ入金後、振込通知書を送付

※（1）及び（2）の両方とも、住民税が課税されている者の扶養親族等のみで構成されている世帯を除く。

【申請書入手場所】 ※ 1月28日（金）から配置予定

区民事務所（16か所）、福祉事務所（5か所）、
くらしとしごとの相談センター（別館1階）、
足立区社会福祉協議会生活支援課（南館11階）、
地域包括支援センター（25か所）

2 給付額

1世帯あたり10万円

3 スケジュール（予定）

(1) 住民税非課税世帯

- 令和4年1月28日 確認書を対象世帯へ発送
- 2月上旬以降 区は確認書の内容を確認
振込口座等データ作成
- 2月中旬以降 順次、口座へ振り込み

※ 確認書の返送については、発送から3か月後の4月27日までに返送していただくよう案内する。ただし、4月28日以降に受給を希望する方でも、最終的な申請期限である9月30日までは受付が可能。

	<p>(2) 家計急変世帯 令和4年1月下旬 受付開始 受給希望者は、申請書と家計急変を証する資料を区に提出 区は申請書の内容を確認 2月中旬以降 振込口座等データ作成 2月下旬以降 順次、口座へ振り込み 9月30日 申請期限</p> <p>4 専用コールセンターの設置 ※ 外部委託で対応</p> <p>(1) 設置日 令和4年1月21日(金)</p> <p>(2) 時間 平日午前9時から午後8時まで</p> <p>(3) コールセンター電話番号 0120-247-035</p> <p>※ 子育て世帯への臨時特別給付金のコールセンターと同じ</p>
<p>問題点 今後の方針</p>	<p>広報、区ホームページ掲載などで周知を行うほか、1月31日から本庁舎に相談窓口を開設するなど、丁寧な周知・説明に努める。</p>

厚生委員会報告資料

令和4年1月20日

件名	令和3年度第2回足立区医療的ケア児ネットワーク協議会の実施報告について						
所管部課名	福祉部 障がい福祉推進室 障がい福祉課						
内容	<p>第2回足立区医療的ケア児ネットワーク協議会を開催したので、以下のとおり報告する。</p> <p>1 日時 令和3年12月17日（金）午後6時から7時30分まで</p> <p>2 場所 区役所本庁舎1205会議室</p> <p>3 委員及び出席状況 別紙1のとおり</p> <p>4 議事 (1) 医療的ケア児生活実態調査アンケート結果の報告 (2) 相談体制の構築について (3) その他報告事項</p> <p>5 議事内容・意見等</p> <table border="1" data-bbox="336 1153 1460 1915"> <tr> <td data-bbox="336 1153 510 1299">生活実態調査</td> <td data-bbox="510 1153 1460 1299"> <ul style="list-style-type: none"> 今年度実施した調査結果について報告した。 今後の医療的ケア児施策を検討する際のエビデンスとして活用する。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="336 1299 510 1702">相談体制の構築</td> <td data-bbox="510 1299 1460 1702"> <ul style="list-style-type: none"> アンケート結果では総合的な相談窓口を求める声が多いが、情報を適宜入手でき、必要な支援につながる事が主旨ではないか。 ポータルサイトから、メールやオンラインでの相談につながる方が、保護者にとっては窓口設置よりも利便性が高いのではないかと。 今夏に作成したサービスを一覧にしたリーフレットはよくできているので、積極的に活用してほしい。 訪問看護ステーションや家族会も保護者の相談先となっているので、協力できるのではないかと。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="336 1702 510 1915">その他報告事項</td> <td data-bbox="510 1702 1460 1915"> <ul style="list-style-type: none"> 区立保育園での医療的ケア児（3名）受け入れについて、映像を交え現在の状況を報告した。 9月に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」をめぐる国・都の動向について情報提供した。 </td> </tr> </table>	生活実態調査	<ul style="list-style-type: none"> 今年度実施した調査結果について報告した。 今後の医療的ケア児施策を検討する際のエビデンスとして活用する。 	相談体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> アンケート結果では総合的な相談窓口を求める声が多いが、情報を適宜入手でき、必要な支援につながる事が主旨ではないか。 ポータルサイトから、メールやオンラインでの相談につながる方が、保護者にとっては窓口設置よりも利便性が高いのではないかと。 今夏に作成したサービスを一覧にしたリーフレットはよくできているので、積極的に活用してほしい。 訪問看護ステーションや家族会も保護者の相談先となっているので、協力できるのではないかと。 	その他報告事項	<ul style="list-style-type: none"> 区立保育園での医療的ケア児（3名）受け入れについて、映像を交え現在の状況を報告した。 9月に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」をめぐる国・都の動向について情報提供した。
生活実態調査	<ul style="list-style-type: none"> 今年度実施した調査結果について報告した。 今後の医療的ケア児施策を検討する際のエビデンスとして活用する。 						
相談体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> アンケート結果では総合的な相談窓口を求める声が多いが、情報を適宜入手でき、必要な支援につながる事が主旨ではないか。 ポータルサイトから、メールやオンラインでの相談につながる方が、保護者にとっては窓口設置よりも利便性が高いのではないかと。 今夏に作成したサービスを一覧にしたリーフレットはよくできているので、積極的に活用してほしい。 訪問看護ステーションや家族会も保護者の相談先となっているので、協力できるのではないかと。 						
その他報告事項	<ul style="list-style-type: none"> 区立保育園での医療的ケア児（3名）受け入れについて、映像を交え現在の状況を報告した。 9月に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」をめぐる国・都の動向について情報提供した。 						
問題点 今後の方針	医療的ケア児支援のポータルサイト（様々なコンテンツへの入口となるWebサイト）の具体化について、先進自治体の状況を調査し、検討していく。						

医療的ケア児ネットワーク協議会 委員名簿

	分野	所属	氏名	出欠
1	学識	東京医療保健大学 東が丘・立川看護学部	玄 順烈	
2	医療	足立区医師会（いずみ記念病院）	山崎 勝雄	
3	医療	足立区歯科医師会（市川歯科医院）	市川 敬一	欠席
4	障がい	都立北療育医療センター 城北分園	松井 美穂子	欠席
5	障がい	都立北療育医療センター 城北分園	松崎 敬	
6	医療	スマイル訪問看護ステーション	山本 純子	
7	障がい	楽患ナース訪問看護ステーション・楽患チャイルド	岩本 ゆり	
8	障がい	療育室つばさ・相談室とまりぎ	草野 遥香	
9	保育	足立つくし幼稚園	寺山 早苗	
10	保育	うめだ「子供の家」	廣岡 和明	
11	教育	都立花畑学園	高橋 淳	欠席
12	教育	区立鹿浜西小学校	藤巻 久美子	
13	教育	区立竹の塚中学校	齋藤 由美子	欠席
14	家族	足立区重症心身障害児(者)を守る会	村上 節子	
15	家族	足立区肢体不自由児者父母の会	蔵津 あけみ	
16	行政	福祉部 (福祉部障がい福祉推進室長兼務)	中村 明慶	
17	行政	福祉部障がい福祉推進室障がい福祉課	小山 幸俊	
18	行政	福祉部障がい福祉推進室障がい援護担当課	日吉 理人	
19	行政	福祉部障がい福祉推進室障がい福祉センター	高橋 俊哉	
20	行政	子ども家庭部こども支援センターげんき	橋本 太郎	欠席
21	行政	子ども家庭部こども支援センターげんき支援管理課	門藤 敦良	
22	行政	子ども家庭部子ども政策課	菊地 崇	欠席
23	行政	子ども家庭部子ども施設指導・支援担当課	古川 弘雄	欠席
24	行政	子ども家庭部子ども施設運営課	島田 裕司	
25	行政	衛生部衛生管理課	山杉 正治	欠席
26	行政	教育指導部 (教育指導部就学前教育推進課長事務取扱)	荒井 広幸	
27	行政	教育指導部教育指導課	八尋 崇	欠席
28	行政	学校運営部学務課	飯塚 尚美	